

速記録（平成 28 年 10 月 28 日 第 16 回口頭弁論）

事件番号 平成 25 年（ワ）第 443 号

原告本人氏名 豊島耕一

原告ら代理人（東島）

甲第 42 号証を示す

1 陳述書ですが、これは、あなたのお話を弁護士が聞いてまとめて、あなたに事実が間違いないということを確認して作成した文書ですね。

（答） はい、そのとおりです。

2 末尾の署名欄を見てください。これ、記名になってますけれども、判こはあなたが打ちましたね。

（答） はい。

3 この甲 42 号証の陳述書の内容ですけれども、間違いがありますか。

（答） ありません。

4 それでは、あなたの佐賀大学での経歴についてお聞きします。あなたが佐賀大学に赴任した時期、所属、地位をお答えください。

（答） 1981 年 9 月、教務部助教授として赴任しました。

5 次に、あなたが佐賀大学を退職した時期、所属、地位をお答えください。

（答） 2013 年 3 月 31 日、佐賀大学大学院工学研究科教授の地位で退職しました。

6 2013 年 3 月 31 日退職ということですが、それは定年退職ですね。

（答） はい、そのとおりです。

7 その 2013 年 3 月 31 日というのは、本件の退職金引下げが始まったのが 2013 年 1 月 1 日からですから、その退職金引下げがされた最初の年度末ということですね。

（答） はい、そのとおりです。

8 あなたが佐賀大学に赴任してから定年退職するまでの間に、助教授から教授に昇格してるわけですね。

（答） はい。

9 所属は教養部からどのように変わっていったんでしょうか。

（答） 教養部から、組織再編により理工学部教授に移りまして、その後、また理工学部の中で大学院大学化ということで、大学院の教授になりました。

10 あなたの専門的な学問分野は何ですか。

(答) 主に原子核物理学です。

11 次に、今回の退職金引下げが実施されるまでのいきさつについてお聞きします。あなたが今回の退職金引下げについて初めて佐賀大学、法人のほうから情報提供を受けたのはいつですか。

(答) 2012年の9月27日、電子メールによるものだったと記憶しています。

12 どのような内容でしたか。

(答) 政府のほうで公務員の退職金引下げが行われるので、それに準じて佐賀大学も引下げになるであろうという予測のような内容だったと思います。

13 もう退職金減額することは決めているとか、決まったとか、そういう内容でしたか。

(答) そうではありません。

14 佐賀大学としては内閣から要請を受けるといった形だということですかね。

(答) そのような趣旨と思われました。

15 この9月27日より前に、閣議決定で国立大学法人にも退職金引下げ、国家公務員と同じようにやってほしいというお願い、連絡が出されているという話は知っていた。

(答) ニュースとしてはですね、一般的なニュースとしては知っていたと思います。

16 国立大学法人としては内閣の要請に従う法律上の義務があるとかいうことではないというのは分かってましたよね。

(答) もちろん知っております。

17 9月27日より後に、次に退職金引下げに際して国立大学法人のほうから情報提供はいつ受けましたか。

(答) 同じ年の11月の29日だと思いますが、文書によって引き下げられる見込みであるとか、そういうようなやはり予想を知らせる文書でした。

甲第18号証を示す。

18 平成24年11月29日付けで国立大学法人佐賀大学の総務部人事課長から豊島耕一さん、あなたに出されている文書、これですね。

(答) はい、そうです。

19 この甲18号証、11月29日の情報。それから、その前の9月27日の情報提供。それらにはどんな文書が付属資料として添付されていたかとか、そういうのは覚えてますか。

(答) 付属資料はなかったように思います。

20 甲 18 号証も退職金減額の予定と書かれてるんですけども、この文書を見てね、あなたは、ああ、退職金減額ももつともだなと思ったとか、どういうふうに思いましたか。

(答) 単に国家公務員が下がるから、それに準じてという理由でしたから、全く根拠がない、根拠薄弱であると思いました。

21 国家公務員に準ずるというのでは、なぜおかしいとあなたは考えたのですか。

(答) 既にいわゆる法人化によって独立した法人格を持ち、自主的に決められると、いろんなことが。まあ法人化の目的自体が自主的、独立的にすることだったわけですから、自動的に従うなんていうことはあり得ないと思っていました。

22 国立大学は法人化して、労働条件については、法人化前とは違ってどのように決められるという認識でしたか。

(答) 一般の企業などと向じように労使対等の交渉によって決められるものと理解しておりました。

23 そうすると、国家公務員のように勤労条件法定主義というようなものではないということですね。

(答) はい、そうです。

24 先ほど国立大学が法人化して変わったんだというお話がありましたけれども、国立大学が法人化すると、労使関係が労使対等決定の原則に従うということのほかにも、どんな違いが出てくるんでしょうか。法人化の趣旨というのはどういったものだったんでしょうか。

(答) 法人化の趣旨というのは、例えば 2000 年に国立大学の学長を集めて当時の文部大臣が説明したのによりますと、大学の自主性、自立性を高めると、自由度を高めるとというのが大きなうたい文句と言いますか、そういうこととして説明されておりました。

25 あなたは、11 月 29 日の書面を見て、情報提供の書面を見て、今後どのようにこの問題が進むと期待していましたか。

(答) 非常に一方的なもので、理由も薄弱なので、組合と当局との交渉によって何とか止めてもらえるというふうに期待しておりました。

26 労使対等決定の原則であれば団体交渉があるはずだと、そこで根拠がきちんとしてるのか、してないのかがはっきりするはずだということですかね。

(答) そうです。

27 国立大学は、法人化した後は、労働三権、殊に争議権とかもあるんですかね。

(答) そうですね。一般の企業と同じように労働基本権が認められたという、これも大きな法人化の眼目でしたので、争議権まで含めて存在しますので、最後の手段としては争議行為も含めて、これを食い止められる可能性があると思っておりました。

28 今国の退職金減額の規定が効力が発生した2013年、平成25年1月1日より前に、あなたは、佐賀大学が財政上、退職金減額についての内閣の要請をそのまま受け入れるしかないという資料、財政上の資料というのを大学法人側から示されたことはありますか。

(答) ありません。

29 もし財源がないんだったらね、大学法人として内閣や文科省にどういうことを言うべきだとあなたは思いますか。

(答) 一方的に特殊要国交付金ということを引き下げるということで、引き下げざるを得ないという状況になったわけですがけれども、もちろん政府との間で交渉をする余地があったはずだと思います。そういう運営費交付金の引下げしないように、あるいはその引下げ幅を小さくするという交渉の余地があったと思います。

30 国立大学法人佐賀大学と組合との団体交渉についてはどのように聞いてますか。

(答) 決まるまでに本当に非常に、ほとんど何しろ、1回やったと聞いておりますけども、余りにも交渉が少なすぎると思います。

31 先ほどあなたは、組合と大学法人との団体交渉できちんとやってくれるのを期待するということでしたけれども、あなた自身は退職するまで佐賀大学教職員組合の組合員でしたか。

(答) はい、そうです。

32 組合の役員をやったことあります。

(答) はい、随分昔、1980年代だったと思いますが、書記長を1期やりまして、その後、10年かそこら後に執行委員をやったことがあります。

33 国立大学法人佐賀大学から退職金の減額が決定したという通知をあなたが受け取ったのはいつですか。

(答) 12月28日だったと思います。

乙第43号証を示す

34 上から4分の1ぐらいのところに、2012年12月28日10時07分、「総務部人事課安全衛生サービス担当」ということで、下に書いである26日付けの文書が送られてきたということですね。

(答) はい、そうです。

35 手段はメールですね。

(答) はい、そうです。

36 あなたとしては、12月28日に退職金減額が決定しましたという通知を受けて、1月1日から施行だという場合に、この減額の被答を避けることができるかどうかということなんですけれども、その年内に退職届を提出するということは現実には可能だったんですか。

(答) 28日が最後の勤務日でしたので、事務的にはその日に出せばいいのかもしれない

んが、実際問題として、授業の引継ぎであったり、その他もろもろのことで事実上不可能だと思いました。

37 授業の引継ぎとか1月1日までにできるはずがないじゃないかということですね。

(答) そうです。

38 その2012年度、平成24年度ですけれども、あなたは何科目何コマの授業を持ってましたか。

(答) 4科目6コマの授業を持っておりました。

39 1週間に6コマですね。

(答) はい、そうです。

40 受講生はどのくらいいましたか。

(答) 75名くらいだったと思います。

41 その4科目の授業のうち、実験系の授業もあったんですか。

(答) そうですね、実験系の授業が3コマということになります。

42 あなたが12月一杯で急に辞めると、28日に退職届けを出して急に辞めるということになったら、どのような不都合、支障が発生すると考えられましたか。

(答) 次に授業を担当してもらう、引き継いでもらうということは非常に困難を極める、不可能に近い科目が多いということです。

43 実験の授業なんていうのは、それぞれの教科によってやってること違うわけですよ。

(答) 実験の授業に関しては定型的なもので、2年生の低学年ですので、定型的なもので、これは交替可能だったかもしれません。

44 ほかの授業で交替不可能だったというのがありますか。

(答) 大学院の授業と、それから学部の授業、この2科目が調講当初から私だけが担当していたということもありまして、引継ぎはなかなか難しかったと思います。

45 その科目、講座をやった教官が同じ佐賀大学の中にいないということですかね。

(答) はい、そうです。

46 その科目、具体的に何という科目とか講座名になるんでしょうか。

(答) 大学院では科学と文化、それから学部では放射線物理学、この2つです。

47 いきなり退職するというのには、教育者としての責任からはどうですか。

(答) 全く教育者としての良心に反すると自分で思います。

48 教育と研究以外に、学部や大学全体の、何と言いますかね、その他の仕事と言うんですか、小学校、中学校、高校とかでは校務分掌という言い方をするんですけれども、そういったものについても担当されてたでしょう。

(答) はい、もちろんいろんな役職を2つか3つぐらいは恐らく兼ねてたと思いますが、その内容は記憶しておりません。

49 そういうことを急にぱっと引き継げるものなんですか。

（答） それも大変だと思います。

甲第 43 号認を示す

50 国立大学法人佐賀大学職員就業規則ですが、この第 16 条を見ていただきたいんですけども、タイトルとしては、「自己都合による退職手続」という条文になってまして、「職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の少なくとも 30 日前までに、学長に退職願を提出しなければならない。」。今、正しく読みましたよね。

（答） はい。

51 今読んだ就業規則によると、12 月 28 日に退職金減額の決定の通知があって、その日に退職届を出しても、1 月 1 日より前に退職の効力が発生するということになりませんよね。

（答） はい、そのようですね。

52 そうすると、年内に退職することによって被害を避けるということはそもそも不可能だということになりますね。

（答） そのようですね、当時は気付きませんでしたけども。

53 次に、退職金の減額幅についてお聞きしますけれども、あなたの退職金の減額、100 分の 104 から 100 分の 98 に下がったということですね。

それは割合でいくと、約 5.77 パーセントというふうになるんですけども、それで間違いありませんね。

（答） はい、そのとおりです。

54 あなたは、この減額幅についてどのように考えてますか。

（答） 金額にしますと 191 万円ぐらいということになりますので、これは決して庶民にとっては小さな額ではないと思います。

55 大きな不利益だということですか。

（答） 大きな不利益だと思えます。

56 あなた自身が大きな不利益だと考える理由は何ですか。

（答） 退職後もかなり寿命が延びておりますので、長い間生活しなければいけないので、その生活の糧としての意味がありますので、その不安定さが増すということになると思えます。

57 定年退職後何年生きるのかというのは分かりませんよね、70 までなのか、80 までなのか、90 までなのか、100 までなのか。そうすると、老後の様々な資金がどのように足りるか足りないかということは、予測がかなり厳しいということですかね。

(答) そう思います。

58 そうすると、減額された 191 万円というのは大きな意味があるということですかね。

(答) はい。

59 今回の退職金の減額が多大な損容だというふうにあなたなりに判断した環由というのはほかにありますか。

(答) 在職中の最後の 1 年間かそこら、いわゆる震災復興ということで給与も減額されていたということもありますので、それも重なって、金銭的には大きな被害だと思いました。

60 震災復興の名目で一般給与が時限付きだけど下げられていたということですかね。

(答) そうです。

61 それと退職金減額って、ダブルで来たんだ、ということですかね。

(答) そうです。

62 あなたは、陳述書などに、国立大学の法人化の表向きと実際は違っているというような意味のことを言われていると思うんですけども、言いたいことを簡潔に言っただけですか。

(答) 先ほども文部大臣の 2000 年の発言をちょっと引用しましたように、表向きは自由度を拡大するという事なんで、すけれども、法律上はやはり中期日標を文科大臣が決めるということになっているということで、矛盾したことになるっており、実質的には官僚統制が強まるという結果になっていると思います。

63 今回の退職金の減額について、内閣の要請にそのまま佐賀大学が従ってしまったというのも、そういうことの現れだと考えているということでしょうか。

(答) ええ、正にそうだと思います。

被告代理人 (青山)

64 まず初めに、この訴訟でかなり原告被告らの大部の主張が出て、かなり会計上の議論も含めて複雑な立証等もなされております。今、原告とお呼びしますが、原告が当時退職するときあるいはこの減額がなされるということを知った時期に、こういった制度に全てについて、今、原告代理人が整理して提出されているものについて、全て御存じだったんでしょうか。

(答) 質問の意味がよく分からないんですが。

65 例えば、具体例を挙げますと、大学側の主張の1つの中には、退職手当というのは通常の交付金と別枠で、特殊要因運営費交付金というもので手当てされております。なので、ちょっとそこでも特殊性があると大学側は説明をしているんですが、そういった退職金の支払の仕組みについては平成24年の12月頃、原告は御存じでしたか。

(答) はい、認識していたと思います。

66 あと、佐賀大学の財務状況なども種々議論にはなっていますが、途中では原告側の会計士の方から、現預金がこれだけたくさんあるから、退職金を幾らかでも手当てできるんじゃないかというような御主張も出ています。

原告は、先ほど大学はこのまま国の要望を受け入れるわけないだろうというような認識をお話しされてましたが、大学がお金をたくさん持ってるとか、何かそういう思いが当時あったんでしょうか。

(答) 私は大学の財政については余り関心は持っておりませんでした。

67 と言いますと、証人が減額されるべきでないよねとお考えになったのは、大学の財政状況等に関わらずこういった一方的な国の要望に基づく引下げというのはけしからんのではないかと、そういった思いからだと聞いていいですか。

(答) そうですね、ちゃんと組合との交渉を通じて決まるべきものがそうになってないということです。

68 他方で、この訴訟を通じて、結果論としてはですが、原告が反対されているような改正というのは、全国の大学全てが、結果としては割合として受け入れているんですけども、そのことについて何か原告のなりのお考えというのはおありですか。

(答) それも、やはり先ほど最初に申しましたように、官僚統制がますます強まる結果になったと。法人化、名目とは逆に、この制度によって官僚統制がますます強まるようになった。以前は国立大学の予算は国会事項でしたけれども、これが非常に透明性のない文科省の事項になってしまったということで、ますますお金による統制が、弱みを援られたということですね。ますます大学の立場が弱くなった、そのことの反映だと思います。

69 他方で、この裁判というのは国を訴えているわけではなくて、法人である国立大学法人佐賀大学を今原告は訴えていらっしゃるわけですね。

(答) そうです。

70 ということは、原告として何か選択の幅があればこそ、それについての責任というのも出てくるかもしれませんが、今のお話からすると、全国の大学全体について、むしろ制度的にそういう幅が狭まってしまったのではないかと、原告はそういうお考えをお持ちだということですか。

(答) 制度では狭まっていないんですね。しかし、何らかの、最初の冒頭の意見陳述で

も申しあげましたように、言わば公的なパワーハラスメント、そういうものが作用しているということだと思えます。

(以上)

佐賀地方裁判所

裁判所速記官 中村民江